○児童発達支援給付費

基本部分				注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	注 通所支援計画が作成されない場合	注 開所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機能強化加算（1日につき）	注 中核機能強化事業所加算（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）	注 専門的支援体制加算（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算
イ 児童発達支援センターで行う場合	(1)医療的ケア児（32点以上）の場合	（一） 定員30人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （3,136単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +155単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +124単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +62単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +62単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +51単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +41単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +34単位 (5)その他の従業員を配置 +30単位	+41単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （3,163単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （3,215単位）																		
		（二） 定員31人以上40人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （3,061単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +133単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +106単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +53単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +53単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +43単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +35単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +31単位 (5)その他の従業員を配置 +26単位	+35単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （3,085単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （3,134単位）																		
		（三） 定員41人以上50人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,991単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +103単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +82単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +41単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +42単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +34単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +27単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +24単位 (5)その他の従業員を配置 +20単位	+27単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （3,013単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （3,059単位）																		
		（四） 定員51人以上60人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,924単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +85単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +68単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +34単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +34単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +27単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +22単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +19単位 (5)その他の従業員を配置 +16単位	+22単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （2,945単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （2,987単位）																		
		（五） 定員61人以上70人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,897単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +73単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +58単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +29単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +29単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +23単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +19単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +17単位 (5)その他の従業員を配置 +14単位	+19単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （2,918単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （2,958単位）																		
		（六） 定員71人以上80人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,873単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +63単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +50単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +25単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +25単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +20単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +16単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +14単位 (5)その他の従業員を配置 +12単位	+16単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （2,893単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （2,932単位）																		
		（七） 定員81人以上	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,849単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +55単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +44単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +22単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +22単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +18単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +15単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +13単位 (5)その他の従業員を配置 +11単位	+15単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （2,868単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （2,906単位）																		
	(2)医療的ケア児（16点以上）の場合	（一） 定員30人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,120単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +155単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +124単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +62単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +62単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +51単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +41単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +34単位 (5)その他の従業員を配置 +30単位	+41単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （2,147単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （2,199単位）																		
		（二） 定員31人以上40人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,045単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +133単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +106単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +53単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +53単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +43単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +35単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +31単位 (5)その他の従業員を配置 +26単位	+35単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （2,069単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （2,118単位）																		
		（三） 定員41人以上50人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,975単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +103単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +82単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +41単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +42単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +34単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +27単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +24単位 (5)その他の従業員を配置 +20単位	+27単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （1,997単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （2,043単位）																		
		（四） 定員51人以上60人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,909単位）													(1)中核機能強化加算（Ⅰ） +85単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ） +68単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ） +34単位		(1)常勤専従・経験5年以上 +34単位 (2)常勤専従・経験5年未満 +27単位 (3)常勤換算・経験5年以上 +22単位 (4)常勤換算・経験5年未満 +19単位 (5)その他の従業員を配置 +16単位	+22単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下） （1,929単位）																		
			区分3（3時間超5時以下） （1,971単位）																		

基本部分				注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除くの員数が基準に満たない場合（１日につき）	又は	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（１日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 関所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算 注　令和7年4月1日から適用	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機能強化加算（1日につき）	注 中核機能強化事所加算（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）	注 専門的支援体制加算（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算
		（五）定員61人以上70人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,881単位）	× 965/1,000													(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+72単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+58単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+29単位		(1)常勤専従・経験5年以上+26単位 (2)常勤専従・経験5年未満+22単位 (3)常勤換算・経験5年以上+19単位 (4)常勤換算・経験5年未満+17単位 (5)その他の従業員を配置+14単位	+19単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,902単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,942単位）																			
		（六）定員71人以上80人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,857単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+63単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+50単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+25単位		(1)常勤専従・経験5年以上+23単位 (2)常勤専従・経験5年未満+20単位 (3)常勤換算・経験5年以上+16単位 (4)常勤換算・経験5年未満+14単位 (5)その他の従業員を配置+12単位	+16単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,877単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,916単位）																			
		（七）定員81人以上	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,833単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+55単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+44単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+22単位		(1)常勤専従・経験5年以上+22単位 (2)常勤専従・経験5年未満+18単位 (3)常勤換算・経験5年以上+15単位 (4)常勤換算・経験5年未満+13単位 (5)その他の従業員を配置+11単位	+15単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,852単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,890単位）																			
	(3)医療的ケア児（3点以上）の場合	（一）定員30人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,782単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+155単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+124単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+62単位		(1)常勤専従・経験5年以上+62単位 (2)常勤専従・経験5年未満+51単位 (3)常勤換算・経験5年以上+41単位 (4)常勤換算・経験5年未満+34単位 (5)その他の従業員を配置+30単位	+41単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,808単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,861単位）																			
		（二）定員31人以上40人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,706単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+133単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+106単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+53単位		(1)常勤専従・経験5年以上+53単位 (2)常勤専従・経験5年未満+43単位 (3)常勤換算・経験5年以上+35単位 (4)常勤換算・経験5年未満+31単位 (5)その他の従業員を配置+26単位	+35単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,731単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,780単位）																			
		（三）定員41人以上50人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,636単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+103単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+82単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+41単位		(1)常勤専従・経験5年以上+42単位 (2)常勤専従・経験5年未満+34単位 (3)常勤換算・経験5年以上+27単位 (4)常勤換算・経験5年未満+24単位 (5)その他の従業員を配置+20単位	+27単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,659単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,704単位）																			
		（四）定員51人以上60人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,570単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+85単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+68単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+34単位		(1)常勤専従・経験5年以上+34単位 (2)常勤専従・経験5年未満+27単位 (3)常勤換算・経験5年以上+22単位 (4)常勤換算・経験5年未満+19単位 (5)その他の従業員を配置+16単位	+22単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,591単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,633単位）																			
		（五）定員61人以上70人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,543単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+73単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+58単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+29単位		(1)常勤専従・経験5年以上+29単位 (2)常勤専従・経験5年未満+23単位 (3)常勤換算・経験5年以上+19単位 (4)常勤換算・経験5年未満+17単位 (5)その他の従業員を配置+14単位	+19単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,563単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,604単位）																			
		（六）定員71人以上80人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,519単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+63単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+50単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+25単位		(1)常勤専従・経験5年以上+25単位 (2)常勤専従・経験5年未満+20単位 (3)常勤換算・経験5年以上+16単位 (4)常勤換算・経験5年未満+14単位 (5)その他の従業員を配置+12単位	+16単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,538単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,578単位）																			
		（七）定員81人以上	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,495単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+55単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+44単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+22単位		(1)常勤専従・経験5年以上+22単位 (2)常勤専従・経験5年未満+18単位 (3)常勤換算・経験5年以上+15単位 (4)常勤換算・経験5年未満+13単位 (5)その他の従業員を配置+11単位	+15単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,514単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,551単位）																			
	(4)（1）から(3)以外の場合	（一）定員30人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,104単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+155単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+124単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+62単位		(1)常勤専従・経験5年以上+62単位 (2)常勤専従・経験5年未満+51単位 (3)常勤換算・経験5年以上+41単位 (4)常勤換算・経験5年未満+34単位 (5)その他の従業員を配置+30単位	+41単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,131単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,184単位）																			
		（二）定員31人以上40人以下	区分1（30分以上1時間30分以下）（1,029単位）														(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+133単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+106単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+53単位		(1)常勤専従・経験5年以上+53単位 (2)常勤専従・経験5年未満+43単位 (3)常勤換算・経験5年以上+35単位 (4)常勤換算・経験5年未満+31単位 (5)その他の従業員を配置+26単位	+35単位		
			区分2（1時間30分超3時間以下）（1,053単位）																			
			区分3（3時間超5時以下）（1,102単位）																			

基本部分						注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除くの員数が基準に満たない場合（１日につき）	又は	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（１日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 関所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機能強化加算（1日につき）	注 中核機能強化事所加算（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）	注 専門的支援体制加算（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算
				(三) 定員41人以上50人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （959単位）															(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+103単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+82単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+41単位		(1)常勤専従・経験5年以上+42単位 (2)常勤専従・経験5年未満+34単位 (3)常勤換算・経験5年以上+27単位 (4)常勤換算・経験5年未満+24単位 (5)その他の従業員を配置+20単位	+27単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （981単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （1,027単位）																				
				(四) 定員51人以上60人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （893単位）															(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+85単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+68単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+34単位		(1)常勤専従・経験5年以上+34単位 (2)常勤専従・経験5年未満+27単位 (3)常勤換算・経験5年以上+22単位 (4)常勤換算・経験5年未満+19単位 (5)その他の従業員を配置+16単位	+22単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （913単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （955単位）																				
				(五) 定員61人以上70人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （866単位）															(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+73単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+58単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+29単位		(1)常勤専従・経験5年以上+29単位 (2)常勤専従・経験5年未満+23単位 (3)常勤換算・経験5年以上+19単位 (4)常勤換算・経験5年未満+17単位 (5)その他の従業員を配置+14単位	+19単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （886単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （926単位）																				
				(六) 定員71人以上80人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （841単位）															(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+63単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+50単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+25単位		(1)常勤専従・経験5年以上+25単位 (2)常勤専従・経験5年未満+20単位 (3)常勤換算・経験5年以上+16単位 (4)常勤換算・経験5年未満+14単位 (5)その他の従業員を配置+12単位	+16単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （861単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （900単位）																				
				(七) 定員81人以上	区分1(30分以上1時間30分以下) （817単位）															(1)中核機能強化加算（Ⅰ）+55単位 (2)中核機能強化加算（Ⅱ）+44単位 (3)中核機能強化加算（Ⅲ）+22単位		(1)常勤専従・経験5年以上+22単位 (2)常勤専従・経験5年未満+18単位 (3)常勤換算・経験5年以上+15単位 (4)常勤換算・経験5年未満+13単位 (5)その他の従業員を配置+11単位	+15単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （836単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （874単位）																				
ロ 児童発達支援センター以外で行う場合	障害児（重症心身障害児を除く）の場合	(1)主に未就学児	(一)医療的ケア児(32点以上)の場合	(a) 定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （2,933単位）																	+187単位	(1)常勤専従・経験5年以上+187単位 (2)常勤専従・経験5年未満+152単位 (3)常勤換算・経験5年以上+123単位 (4)常勤換算・経験5年未満+107単位 (5)その他の従業員を配置+90単位	+123単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （2,959単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （3,012単位）																				
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （2,684単位）							減算が適用された月から2月目まで×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100										+125単位	(1)常勤専従・経験5年以上+125単位 (2)常勤専従・経験5年未満+101単位 (3)常勤換算・経験5年以上+82単位 (4)常勤換算・経験5年未満+71単位 (5)その他の従業員を配置+60単位	+82単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （2,702単位）														×95／100						
					区分3(3時間超5時以下) （2,739単位）																				
				(c) 定員21人以上	区分1(30分以上1時間30分以下) （2,568単位）								4時間未満×70／100 4時間以上6時間未満×85／100									+75単位	(1)常勤専従・経験5年以上+75単位 (2)常勤専従・経験5年未満+61単位 (3)常勤換算・経験5年以上+49単位 (4)常勤換算・経験5年未満+43単位 (5)その他の従業員を配置+36単位	+49単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （2,582単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （2,611単位）																				
			(二)医療的ケア児(16点以上)の場合	(a) 定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （1,917単位）																	+187単位	(1)常勤専従・経験5年以上+187単位 (2)常勤専従・経験5年未満+152単位 (3)常勤換算・経験5年以上+123単位 (4)常勤換算・経験5年未満+107単位 (5)その他の従業員を配置+90単位	+123単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （1,943単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （1,996単位）																				
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （1,668単位）																	+125単位	(1)常勤専従・経験5年以上+125単位 (2)常勤専従・経験5年未満+101単位 (3)常勤換算・経験5年以上+82単位 (4)常勤換算・経験5年未満+71単位 (5)その他の従業員を配置+60単位	+82単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （1,687単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （1,723単位）																				
				(c) 定員21人以上	区分1(30分以上1時間30分以下) （1,552単位）																	+75単位	(1)常勤専従・経験5年以上+75単位 (2)常勤専従・経験5年未満+61単位 (3)常勤換算・経験5年以上+49単位 (4)常勤換算・経験5年未満+43単位 (5)その他の従業員を配置+36単位	+49単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （1,567単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （1,596単位）																				
			(三)医療的ケア児(3点以上)の場合	(a) 定員10人以下	区分1(30分以上1時間30分以下) （1,579単位）																	+187単位	(1)常勤専従・経験5年以上+187単位 (2)常勤専従・経験5年未満+152単位 (3)常勤換算・経験5年以上+123単位 (4)常勤換算・経験5年未満+107単位 (5)その他の従業員を配置+90単位	+123単位		
					区分2(1時間30分超3時間以下) （1,605単位）																				
					区分3(3時間超5時以下) （1,658単位）																				

基本部分						注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除くの員数が基準に満たない場合（1日につき）	又は 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 関所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機能強化加算（1日につき）	注 中核機能強化事所加算（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）	注 専門的支援体制加算（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,330単位）																		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,348単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,385単位）																		
				(c) 定員21人以上	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,214単位）																		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,228単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,257単位）																		
			(四)（一）から(三)以外の場合	(a) 定員10人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （901単位）														＋125単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋125単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋101単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋82単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋71単位 (5)その他の従業員を配置＋60単位	＋82単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （928単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （980単位）																		
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （652単位）														＋75単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋75単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋59単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋49単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋41単位 (5)その他の従業員を配置＋36単位	＋49単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （671単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （707単位）																		
				(c) 定員21人以上	区分1（30分以上1時間30分以下） （536単位）														＋187単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋187単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋152単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋123単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋107単位 (5)その他の従業員を配置＋90単位	＋123単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （551単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （580単位）			減算が適用される月から2月目まで×70／100 3月以上連続して減算の場合×50/100	減算が適用される月から4月目まで×70／100 5月以上連続して減算の場合×50/100										＋125単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋125単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋101単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋82単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋71単位 (5)その他の従業員を配置＋60単位	＋82単位		
	(2)上記以外	(一）医療的ケア児（32点以上）の場合		(a) 定員10人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,813単位）														＋75単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋75単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋59単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋49単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋41単位 (5)その他の従業員を配置＋34単位	＋49単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （2,836単位）														＋187単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋187単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋152単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋123単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋107単位 (5)その他の従業員を配置＋90単位	＋123単位		
					区分3（3時間超5時以下） （2,881単位）																		
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,593単位）														＋125単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋125単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋101単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋82単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋71単位 (5)その他の従業員を配置＋60単位	＋82単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （2,608単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （2,639単位）																		
				(c) 定員21人以上	区分1（30分以上1時間30分以下） （2,493単位）														＋75単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋75単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋59単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋49単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋41単位 (5)その他の従業員を配置＋34単位	＋49単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （2,505単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （2,529単位）																		
		（二）医療的ケア児（16点以上）の場合		(a) 定員10人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,797単位）														＋187単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋187単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋152単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋123単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋107単位 (5)その他の従業員を配置＋90単位	＋123単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,820単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,865単位）																		
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,577単位）														＋125単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋125単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋101単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋82単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋71単位 (5)その他の従業員を配置＋60単位	＋82単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,592単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,623単位）																		
				(c) 定員21人以上	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,477単位）														＋75単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋75単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋59単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋49単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋43単位 (5)その他の従業員を配置＋34単位	＋49単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,489単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,513単位）																		
		（三）医療的ケア児（3点以上）の場合		(a) 定員10人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,459単位）														＋187単位	(1)常勤専従・経験5年以上＋187単位 (2)常勤専従・経験5年未満＋152単位 (3)常勤換算・経験5年以上＋123単位 (4)常勤換算・経験5年未満＋107単位 (5)その他の従業員を配置＋90単位	＋123単位		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,481単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,526単位）																		

基本部分						注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除くの員数が基準に満たない場合（１日につき）	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（１日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 関所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機能強化加算（1日につき）	注 中核機能強化事業所加算（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）	注 専門的支援体制加算（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,238単位）																		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,254単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,284単位）																		
				(c) 定員21人以上	区分1（30分以上1時間30分以下） （1,139単位）																		
					区分2（1時間30分超3時間以下） （1,151単位）																		
					区分3（3時間超5時以下） （1,175単位）																		
			（四）（一）から（三）以外の場合	(a) 定員10人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （781単位）													＋125単位	（1）常勤専従・経験5年以上＋125単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋101単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋82単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋71単位 （5）その他の従業員を配置＋60単位	＋82単位			
					区分2（1時間30分超3時間以下） （804単位）													＋75単位	（1）常勤専従・経験5年以上＋75単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋59単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋49単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋41単位 （5）その他の従業員を配置＋36単位	＋49単位			
					区分3（3時間超5時以下） （849単位）													＋187単位	（1）常勤専従・経験5年以上＋187単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋152単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋123単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋107単位 （5）その他の従業員を配置＋90単位	＋123単位			
				(b) 定員11人以上20人以下	区分1（30分以上1時間30分以下） （561単位）													＋125単位	（1）常勤専従・経験5年以上＋125単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋101単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋82単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋71単位 （5）その他の従業員を配置＋60単位	＋82単位			
					区分2（1時間30分超3時間以下） （576単位）													＋75単位	（1）常勤専従・経験5年以上＋75単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋59単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋49単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋41単位 （5）その他の従業員を配置＋34単位	＋49単位			
					区分3（3時間超5時以下） （607単位）																		
				(c) 定員21人以上	区分1（30分以上1時間30分以下） （461単位）													定員5人＋374単位	定員5人 （1）常勤専従・経験5年以上＋374単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋305単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋247単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋214単位 （5）その他の従業員を配置＋180単位	定員5人＋247単位	定員5人 イ 400単位 ロ 800単位	
					区分2（1時間30分超3時間以下） （473単位）													定員6人＋312単位	定員6人 （1）常勤専従・経験5年以上＋312単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋253単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋206単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋178単位 （5）その他の従業員を配置＋150単位	定員6人＋206単位	定員6人 イ 333単位 ロ 666単位	
					区分3（3時間超5時以下） （497単位）													定員7人＋267単位	定員7人 （1）常勤専従・経験5年以上＋267単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋216単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋176単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋153単位 （5）その他の従業員を配置＋129単位	定員7人＋176単位	定員7人 イ 286単位 ロ 572単位	
ハ 重症心身障害児の場合				（1） 定員が5人以上7人以下の場合 （2,131単位）														定員8人＋234単位	定員8人 （1）常勤専従・経験5年以上＋234単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋188単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋154単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋134単位 （5）その他の従業員を配置＋113単位	定員8人＋154単位	定員8人 イ 250単位 ロ 500単位	
				（2） 定員が8人以上10人以下の場合 （1,347単位）														定員9人＋208単位	定員9人 （1）常勤専従・経験5年以上＋208単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋167単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋137単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋119単位 （5）その他の従業員を配置＋100単位	定員9人＋137単位	定員9人 イ 222単位 ロ 444単位	
																		定員10人＋187単位	定員10人 （1）常勤専従・経験5年以上＋187単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋149単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋123単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋107単位 （5）その他の従業員を配置＋90単位	定員10人＋125単位	定員10人 イ 200単位 ロ 400単位	
				（3） 定員が11人以上の場合 （850単位）														＋125単位	（1）常勤専従・経験5年以上＋125単位 （2）常勤専従・経験5年未満＋99単位 （3）常勤換算・経験5年以上＋82単位 （4）常勤換算・経験5年未満＋71単位 （5）その他の従業員を配置＋60単位	＋82単位	イ 133単位 ロ 266単位	
ニ 共生型児童発達支援給付費				（682単位）																			イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児発管の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位

基本部分	注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	注 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は	注 通所支援計画が作成されない場合	注 関所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機能強化加算（1日につき）	注 中核機能強化事業所加算（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）	注 専門的支援体制加算（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算
ホ 基準該当児童発達支援給付費 (1)基準該当児童発達支援給付費（Ⅰ） （793単位）			減算が適用される6月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100	減算が適用される6月から4月目まで ×70／100 5月以上連続して減算の場合 ×50／100	減算が適用される6月から2月目まで ×70／100 3月以上連続して減算の場合 ×50／100												
(2)基準該当児童発達支援給付費（Ⅱ） （682単位）																	

家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）	イ 居宅を訪問（所要時間1時間以上）	（1回につき300単位を加算）	注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を限度
	ロ 居宅を訪問（所要時間1時間未満）	（1回につき200単位を加算）	
	ハ 事業所等で対面	（1回につき100単位を加算）	
	ニ オンライン	（1回につき80単位を加算）	
家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）	イ 事業所等で対面	（1回につき80単位を加算）	
	ロ オンライン	（1回につき60単位を加算）	
子育てサポート加算（月4回を限度）		（1回につき80単位を加算）	
食事提供加算	イ 食事提供加算（Ⅰ）	（1日につき30単位を加算）	
	ロ 食事提供加算（Ⅱ）	（1日につき40単位を加算）	
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）		（1回につき150単位を加算）	
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	（1日につき15単位を加算）	
	ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	（1日につき10単位を加算）	
	ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	（1日につき6単位を加算）	
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算（Ⅰ） (1)定員40人以下	（1日につき37単位を加算）	
	(2)定員41人以上50人以下	（1日につき30単位を加算）	
	(3)定員51人以上60人以下	（1日につき25単位を加算）	
	(4)定員61人以上70人以下	（1日につき21単位を加算）	
	(5)定員71人以上80人以下	（1日につき19単位を加算）	
	(6)定員81人以上	（1日につき16単位を加算）	
	ロ 栄養士配置加算（Ⅱ） (1)定員40人以下	（1日につき20単位を加算）	
	(2)定員41人以上50人以下	（1日につき16単位を加算）	
	(3)定員51人以上60人以下	（1日につき13単位を加算）	
	(4)定員61人以上70人以下	（1日につき11単位を加算）	
	(5)定員71人以上80人以下	（1日につき10単位を加算）	
	(6)定員81人以上	（1日につき9単位を加算）	
欠席時対応加算（月4回を限度） ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度		（1回につき94単位を加算）	
専門的支援実施加算（原則月4回を限度）		（1回につき150単位を加算）	
強度行動障害児支援加算		（1日につき200単位を加算）	注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +500単位
集中的支援加算（月4回を限度）		（1日につき1,000単位を加算）	
人工内耳装用児支援加算	イ 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） (1)定員20人以下	（1日につき603単位を加算）	注 児童発達支援センターのみ
	(2)定員21人以上30人以下	（1日につき531単位を加算）	
	(3)定員31人以上40人以下	（1日につき488単位を加算）	
	(4)定員41人以上	（1日につき455単位を加算）	
	ロ 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）	（1日につき150単位を加算）	
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算		（1日につき100単位を加算）	
個別サポート加算（Ⅰ）		（1日につき120単位を加算）	
個別サポート加算（Ⅱ）		（1日につき150単位を加算）	
入浴支援加算（月8回を限度）		（1回につき55単位を加算）	
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算（Ⅰ）	（1日につき32単位を加算）	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
	ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）	（1日につき63単位を加算）	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
	ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	（1日につき125単位を加算）	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
	ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） (1)利用者が1人	（1日につき800単位を加算）	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
	(2)利用者が2人	（1日につき500単位を加算）	
	(3)利用者が3人以上8人以下	（1日につき400単位を加算）	
	ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） (1)利用者が1人	（1日につき1,600単位を加算）	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
	(2)利用者が2人	（1日につき960単位を加算）	
	(3)利用者が3人以上8人以下	（1日につき800単位を加算）	
	ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ）	（1日につき500単位を加算）	
	ト 医療連携体制加算（Ⅶ）	（1日につき250単位を加算）	
送迎加算	イ 障害児（児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く）の場合	（片道につき54単位を加算）	注1 一定の条件を満たす場合 ＋40単位 注2 一定の条件を満たす場合 ＋80単位 注3 同一敷地内の場合 ×70／100
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	（片道につき40単位を加算）	注 同一敷地内の場合 ×70／100
	ハ 医療的ケア児（16点以上）の場合	（片道につき80単位を加算）	

基本部分	注 地方公共団体が設置する場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合（1日につき） 又は 児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合（1日につき）	注 通所支援計画が作成されない場合	注 開所時間減算	注 自己評価結果等未公表減算	注 支援プログラム未公表減算 注 令和7年4月1日から適用	注 身体拘束廃止未実施減算	注 虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 情報公表未報告減算	注 中核機能強化加算（1日につき）	注 中核機能強化事業所加算（1日につき）	注 児童指導員等加配加算（1日につき）	注 専門的支援体制加算（1日につき）	注 看護職員加配加算（1日につき）	注 共生型サービス体制強化加算

延長支援加算	指定児童発達支援（主として重症心身障害児を除く）の場合	イ 障害児（重症心身障害児・医療的ケア児を除く）の場合	(1) 30分以上1時間未満	（1日につき61単位を加算）	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能
			(2) 1時間以上2時間未満	（1日につき92単位を加算）	
			(3) 2時間以上	（1日につき123単位を加算）	
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 30分以上1時間未満	（1日につき128単位を加算）	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能
			(2) 1時間以上2時間未満	（1日につき192単位を加算）	
			(3) 2時間以上	（1日につき256単位を加算）	
	指定児童発達支援（主として重症心身障害児）の場合	イ 障害児（重症心身障害児・医療的ケア児を除く）の場合	(1) 30分以上1時間未満	（1日につき61単位を加算）	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能
			(2) 1時間以上2時間未満	（1日につき92単位を加算）	
			(3) 2時間以上	（1日につき123単位を加算）	
		ロ 医療的ケア児の場合	(1) 30分以上1時間未満	（1日につき128単位を加算）	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能
			(2) 1時間以上2時間未満	（1日につき192単位を加算）	
			(3) 2時間以上	（1日につき256単位を加算）	
		ハ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	（1日につき128単位を加算）	注 主として重症心身障害児が利用する場合、共生型、基準該当については、運営規程に定める営業時間8時間以上であり、営業時間の前後において延長支援を行った場合に、延長支援に要した時間に応じて算定
			(2) 1時間以上2時間未満	（1日につき192単位を加算）	
			(3) 2時間以上	（1日につき256単位を加算）	
	共生型・基準該当の場合	イ 障害児（重症心身障害児・医療的ケア児を除く）の場合	(1) 1時間未満	（1日につき61単位を加算）	
			(2) 1時間以上2時間未満	（1日につき92単位を加算）	
			(3) 2時間以上	（1日につき123単位を加算）	
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 1時間未満	（1日につき128単位を加算）	
			(2) 1時間以上2時間未満	（1日につき192単位を加算）	
			(3) 2時間以上	（1日につき256単位を加算）	

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算（Ⅰ）（月1回を限度）	（1回につき250単位を加算）
	ロ 関係機関連携加算（Ⅱ）（月1回を限度）	（1回につき200単位を加算）
	ハ 関係機関連携加算（Ⅲ）（月1回を限度）	（1回につき150単位を加算）
	ニ 関係機関連携加算（Ⅳ）（1回を限度）	（1回につき200単位を加算）

事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算（Ⅰ）（月1回を限度）	（1回につき500単位を加算）
	ロ 事業所間連携加算（Ⅱ）（月1回を限度）	（1回につき150単位を加算）

保育・教育等移行支援加算	入所中2回、退所後2回（居宅と保育所等への訪問を1回ずつ）を限度	（1回につき500単位を加算）

共生型サービス医療的ケア児支援加算	（1日につき400単位を加算）

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		（1月につき ＋所定単位×131／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		（1月につき ＋所定単位×128／1,000）	
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		（1月につき ＋所定単位×118／1,000）	
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		（1月につき ＋所定単位×96／1,000）	
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	（1月につき ＋所定単位×111／1,000）	
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	（1月につき ＋所定単位×109／1,000）	
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	（1月につき ＋所定単位×108／1,000）	
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	（1月につき ＋所定単位×106／1,000）	
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	（1月につき ＋所定単位×89／1,000）	
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	（1月につき ＋所定単位×86／1,000）	
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	（1月につき ＋所定単位×83／1,000）	
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	（1月につき ＋所定単位×98／1,000）	
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	（1月につき ＋所定単位×80／1,000）	
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	（1月につき ＋所定単位×63／1,000）	
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	（1月につき ＋所定単位×76／1,000）	
		(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	（1月につき ＋所定単位×60／1,000）	
		(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	（1月につき ＋所定単位×70／1,000）	
		(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	（1月につき ＋所定単位×50／1,000）	

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×81／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×59／1,000）	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×33／1,000）	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×13／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×10／1,000）	

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×20／1,000）	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く）を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能